

マイナンバーカードの保険証利用(オンライン資格確認)について

現在の健康保険証は2024年(令和6年)12月2日から発行されなくなります。
ご来院の際は、マイナンバーカードをご持参ください。

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に務めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカードの保険証利用にご協力をお願いいたします。

詳しい情報は、厚生労働省のホームページ(以下のリンク)をご参照下さい。
[マイナンバーカード保険証利用について](#)

医療情報取得加算について

国が定めた診療報酬算定要件により、**2024年6月1日**より下記の通り算定いたします。

	初診時 (1カ月に1回)	再診時 (3カ月に1回)
マイナ保険証を利用 しない 場合	3点	2点
マイナ保険証を利用 する 場合	1点	1点

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

医療DX推進体制整備加算に係る掲示について

当院では、医療DXを推進する以下の取組みを行っております。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ④ マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け・ポスター・ホームページ等に掲示しております。
- ⑤ 電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスの導入を予定しております。(令和7年1月開始予定)

医療DXを推進して、質の高い医療の提供に務めます。